平成23年度（対22年度実績）

事務事業評価表

作成日 平成 23 年 5 月 13 日

部局名	都市整備部	所属名	建築指導課	所属長名	川上　勉	電 話	483-1151 内線3520

1．事務事業の位置付け・概要（ＰＬＡＮ）

コード	3326	事務事業名称	建築事務事業	短縮コード	経常	3326	臨時	3327

予算区分	会計	01	一般会計	款	08	土木費	項	04	都市計画費	目	01	都市計画総務費

区 分	☑ 自治事務　☐ 法定受託事務　☐ その他	根拠法令等	・建築基準法・建築基準法施行細則

事業概要（事務事業を開始したきっかけを含めて記入）

昭和６０年4月１日より建築基準法に基づく限定特定行政庁として発足し，一部の建築確認及び検査を行うようになった。また，平成１８年４月１日より建築基準法第４条第２項の規定による特定行政庁に移行し，現在は建築基準法に基づくすべての建築物の建築確認・検査及び許可・認定等の事務の他建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づく，民間建築物の指導等の事務を行っている。

事務事業を取り巻く状況の変化　又、今後の変化の推測

建築基準法に係る事務については，民間確認検査機関での確認・検査の件数割合が増加している。
近年，アスベスト問題や耐震偽装問題，建築設備を含む既存建築物等の安全性等，建築行政に対する信頼が揺らぐ事件が発生しており，建築士，民間確認検査機関，行政庁には，これまで以上に厳正な対応が求められていることから，今後も制度改正、体制の強化等に係る法改正等がなされる。
また，東日本大震災を契機に市民の住宅の耐震に関する関心が高まっている。

総合計画の施策体系

項目	コード	名称
５本の柱（章）	04	快適生活空間都市をめざして
大項目（節）	07	住宅
中 項 目	01	住宅
小項目（施策）	01	住宅整備の促進
細 項 目	01	民間住宅への助成
	02	建築指導の推進
実施計画の計画事業		

計画事業の位置付けの有無	☐	計画事業期間	～	計画事業費	千円

2．事務事業の目的・指標・実績（ＤＯ）

対象（誰を何を対象にしているのか）	市内全建築物
手段（具体的な事務事業のやり方、手順、詳細）	※平成22年度に実際に行ったこと: （１）建築確認審査・完了検査・許認可　（２）年２回のパトロールの実施、通報等による現場調査及び違反是正等の指導　（３）建築基準法第１２条に基づく定期報告の実施　（４）木造住宅耐震診断費補助事業の実施（５）八千代市耐震改修促進計画の推進 ※平成23年度に計画していること: （１）建築確認審査・完了検査・許認可　（２）定期パトロールの実施、違反指導の実施（３）建築基準法第１２条に基づく定期報告の実施　（４）木造住宅耐震診断費補助事業の実施　（５）八千代市耐震計画促進計画の推進
意図（何を狙っているのか）	（１）建築基準法に基づく適格な確認、許可　（２）既存建築物に対する指導、啓発
ねらい（上位施策の意図）	入力対象外

区 分			単位	２１年度	２２年度		２３年度
				実績	計画	実績	計画
対象指標	指標１	（１）建築確認受付件数	件	41	60	46	50
	指標２	（２）市内既存建築物数	件	53,281	54,000	54,228	55,000
	指標３						
活動指標	指標１	（１）完了検査受付件数	件	42	50	29	40
	指標２	（２）パトロール等現地調査件数	件	51	60	130	100
	指標３						
成果指標	指標１	（１）完了検査受付件数/建築確認受付件数	%	102	100	63	80
	指標２	（２）違反是正件数/違反建築物件数	%	50	100	60	100
	指標３						
上位成果指標	指標１						
	指標２						
	指標３						

コード	3326	事務事業名称	建築事務事業	所属名	建築指導課

			単位	２１年度	２２年度		２３年度
				実績	計画	実績	計画
事業費(A)	財源内訳	国	千円	399	900	144	900
		県	千円	284	450	146	450
		地方債	千円	0	0	0	0
		一般財源	千円	5,820	5,659	4,476	4,527
		その他	千円	480	3,020	361	3,020
	主な事業費の内訳			委託料4,227千円・使用料及び賃借料2,543千円・報酬701千円・各協議会負担金339千円	委託料4,348千円・使用料及び賃借料1,748千円・報酬687千円・各協議会負担金317千円	委託料1,100千円・使用料及び賃借料1,730千円・報酬505千円・各協議会負担金302千円	委託料3,335千円・使用料及び賃借料1,857千円・報酬552千円・各協議会負担金293千円
人件費(B)			千円	133,136.7	131,385.8	135,118.2	135,118.2
トータルコスト (A)+(B)			千円	140,119.7	141,414.8	140,245.2	144,015.2

３．事務事業の評価（ＳＥＥ）

評価類型	評価事項	評価区分	理由
目的妥当性	①事業目的が上位の施策に結びついているか？	☑ 結び付いている ☐ 結び付くが見直しの余地がある ☐ 結びつきが弱い・ない ☐ 評価対象外事項	良好な民間住宅の建設，改善を誘導する。
	②すでに所期目的を達成しているか？ ※「達成している」を選んだ場合、⑥に進んでください。	☐ 達成している ☑ 達成していない ☐ 評価対象外事項	民間住宅の助成，建築指導の促進を更に進める必要がある。
	③民営化で目的を達成できるか？ ※民営化・・・事務事業の全部又は一部の実施主体を全面的に民間事業者等に移行すること。 （民間委託は、権限に属する事務事業等を委託することで、民営化とは異なる。）	☐ 可能性はある ☑ 可能性はない ☐ 評価対象外事項	建築基準法等に基づき特定行政庁として実施すべき事務を行っており，民営化はできない。また既存建築物に対する指導，啓発も民営化はできない。
	④「対象」・「意図」の設定は現状のままで良いか？	☑ 現状のままでよい ☐ 見直す必要がある ☐ 評価対象外事項	良好な民間住宅の建設と改善を誘導するため，引き続き，建築基準法等に基づく適格な確認，許可，既存建築物に対する指導，啓発を行う。
有効性・効率性	⑤今後、有効性や効率性を向上させる可能性はあるか？ 可能性がある場合は、⑤－２，３を記入する。 可能性がない場合は、理由を記入する。	☐ 有効性向上の可能性がある ☐ 効率性向上の可能性がある ☐ 両方可能性がある ☑ 可能性がない	平成１９年度より，再任用職員にて確認申請等に係るデータの入力作業等の対応し，これに係る職員の負担が低減された。
	⑤－２ 有効性や効率性を向上させる手段は何か？ 該当する手段を選択し、具体的な方法と得られる効果を記入する。手段が「類似事業との統合・役割見直し」である場合は、該当する類似事業を記入する。	☐ 民間委託等 ☐ 臨時的任用職員等の活用 ☐ ＩＴ化等の業務プロセスの見直し ☐ 受益者負担の見直し ☐ 類似事業との統合・役割見直し ☐ 上記以外の方法	類似事務事業名称 1： 実施主体（所管部署）： 類似事務事業名称 2： 実施主体（所管部署）：
	⑤－３ 推進にあたっての課題はあるか？(一時的な経費増・市民の理解等)	☐ ある ☐ ない	

コード	3326	事務事業名称	建築事務事業	所属名	建築指導課

<table>
<tr><td rowspan="2">今後の方向性</td><td>⑥この事務事業の今後の方向性を選択し、その詳細について右欄に記入する。</td><td>☐ 改革・改善して継続
☐ 手法プロセスの改革・改善
☐ 事業規模の拡大・縮小
☐ 統合・役割見直し
☐ その他
☐ 廃止・休止
☐ 事業完了
☑ 現状のまま継続</td><td>建築行政に係る法令整備は逐次行われており，事務処理についても対応を逐次検討していく。</td></tr>
<tr><td>⑦この事務事業の今後の経費・成果の方向性について選択し、右欄に理由を記載する。</td><td>
<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">経　費</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>削　減</td><td>不　変</td><td>増　加</td></tr>
<tr><td rowspan="3">成果</td><td>向　上</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☑</td></tr>
<tr><td>不　変</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
<tr><td>低　下</td><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr>
</table>
</td><td>建築基準法関連の改正等が行われることにより，人的負担及び経費が増加するものである。</td></tr>
</table>

この事務事業に対する市民や議会の意見（担当者が把握している意見） ※内部サービス業務の場合は、住民ではなく、サービス利用者、関連部門の意見や実態など
特定行政庁への移行により、建築計画に伴う事前相談をはじめ、建築に係わる多様な市民ニーズに対し、迅速かつ責任ある対応が可能となった。 住宅など既存建築物の耐震性向上に係る施策の充実が求められている。

<table>
<tr><td>所属長コメント</td><td colspan="2">特定行政庁として，建築基準法の他多様な関係法令に基づき，建築確認申請等の事務処理を厳格かつ円滑に行っていくとともに，違反建築物の指導や耐震診断助成などの既存建築物に対する指導誘導行政の一層の充実を図りたい。
また，「八千代市耐震改修促進計画」に基づき市内の建築物の耐震化を促進していきたい。</td></tr>
<tr><td>評価調整委員会評価</td><td>☐ 改革改善して継続
☐ 手法プロセスの改革・改善
☐ 事業規模の拡大・縮小
☐ 統合・役割見直し
☐ その他
☐ 廃止・休止
☐ 事業完了
☑ 現状のまま継続</td><td>担当課の評価のとおり，現状のまま継続とする。</td></tr>
</table>